平成２８年（再イ）第６８号
千葉県松戸市松戸新田473番地の23
再生債務者　石田　博美
1　決議に付する再生計画案　平成28年12月12日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成29年１月17日まで
平成28年12月13日
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２８年（再イ）第２９号
熊本県宇城市松橋町南豊崎1076番地８
再生債務者　木村　　工
1　決議に付する再生計画案　平成28年12月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年12月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年12月28日まで
平成28年12月14日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２８年（再イ）第４７号
兵庫県伊丹市西台４丁目５番６号
再生債務者　下仲　康嵩
1　決議に付する再生計画案　平成28年11月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年１月６日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年１月６日まで
平成28年12月13日　神戸地方裁判所伊丹支部
平成２８年（再イ）第１７号
新潟県長岡市北荷頃550番地２
再生債務者　髙山　正恵
1　決議に付する再生計画案　平成28年12月12日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年１月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年１月13日まで
平成28年12月14日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第１２号
愛知県津島市松原町31番地１
再生債務者　水野　　健
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年１月10日まで
4　一般異議申述期間　平成29年１月17日から平成29年１月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２８年（再ロ）第１０号
京都府長岡京市粟生田内４番地の７
再生債務者　清水みよ子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年１月10日まで
4　一般異議申述期間　平成29年１月17日から平成29年１月27日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係
平成２８年（再ロ）第１７号
京都府木津川市山城町綺田西ノ口39番地10
再生債務者　金田　泰明
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年１月10日まで
4　一般異議申述期間　平成29年１月17日から平成29年１月27日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係
平成２８年（再ロ）第７号
北海道旭川市豊岡６条７丁目６番１号　ＢＩＥＲＵⅢ　304号室
再生債務者　今井幸太朗
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年１月11日まで
4　一般異議申述期間　平成29年１月25日から平成29年２月１日まで
旭川地方裁判所民事部
平成２８年（再ロ）第１号
岩手県花巻市石鳥谷町好地第４地割80番地48
再生債務者　佐藤　勝彦
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年１月11日まで
4　一般異議申述期間　平成29年１月25日から平成29年２月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部
平成２８年（再ロ）第２号
兵庫県加東市社97番地４　ランボ・イーリス101号
再生債務者　綱田　和也
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年１月11日まで
4　一般異議申述期間　平成29年１月18日から平成29年２月１日まで
神戸地方裁判所社支部
平成２８年（再ロ）第２号
香川県綾歌郡宇多津町浜四番丁45番地５（アルファステイツ宇多津四番丁803）
再生債務者　梅崎　邦彦
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後０時５分
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年１月11日まで
4　一般異議申述期間　平成29年１月25日から平成29年２月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第１号
長野県小諸市東雲３丁目13番３号　県営住宅下郷土団地３－302
再生債務者　大澤　貴徳
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年12月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年１月４日まで
平成28年12月14日　長野地方裁判所佐久支部
平成２８年（再ロ）第３号
愛媛県西条市朔日市882番地30
再生債務者　石山　明子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年12月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年１月４日まで
平成28年12月14日　松山地方裁判所西条支部
平成２８年（再ロ）第４号
奈良県生駒市高山町4000番地４
再生債務者　尾山　　誠
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年12月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年１月11日まで
平成28年12月14日　奈良地方裁判所
平成２８年（再ロ）第４号
鳥取県米子市宗像508番地１
再生債務者　大西　雄太
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年12月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年１月13日まで
平成28年12月14日　鳥取地方裁判所米子支部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十八年十二月九日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月二十二日
掲載頁　九十二頁（号外第一三八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月二十二日
掲載頁　九十二頁（号外第一三八号）
平成二十八年十二月二十二日
東京都豊島区南池袋一丁目一六番一五号
（甲）西武観光バス株式会社
代表取締役　塚田　正敏
東京都豊島区南池袋一丁目一六番一五号
（乙）西武高原バス株式会社
代表取締役　山内　智矢